

アメリカの移民政策

安藤 幸一

U. S. Immigration Policy

ANDO Koichi

1. 60年代以前のアメリカ移民史概観
2. 65年新移民法から86年移民改革法成立過程
3. 「不法移民」をめぐる2006年新移民法案
4. 下院法案と上院法案の比較対比
5. 今後のアメリカの移民政策

1. 60年代以前のアメリカ移民史概観

アメリカ合衆国（以下アメリカと表記）は、建国の初めから、絶えず移民労働力を基盤にして、その国力を培ってきた歴史をもつ国である。「従順な労働力」としては「不適格」と判断された先住民は、戦闘や虐殺あるいは隔離によって排除されたために、最底辺の労働を担う人々として、アフリカ大陸から大量の黒人奴隷が「輸入」された。

一方、19世紀末まではアメリカの国境は事実上開放されており、多くのヨーロッパからの移民が大西洋を渡り、この新国家に特別の制限もなく自由に入国していた。こうして新しい移民が増加していく中で、最も初期の移民であるアングロ・サクソン系は、後続の移民に対して、人種・民族に基礎をおいたアメリカ社会のヒエラルキー構造をつくりあげることに成功した。18世紀には、ドイツ系、スカンジナビア系が、19世紀半ばからはアイルランド系、そして19世紀末から20世紀初期にかけては、イタリアなどの南部や東欧からの移民、またユダヤ系移民が差別の対象となった。もちろん、こうしたヨーロッパからの白人移民は、その内部に差別的階層を作りながらも総体としては、それ以後陸続と渡ってく

るアジアや中南米からの有色人種移民の上層に位置するという社会構造を作り上げていったのである。

黒人奴隷貿易と奴隷制が終焉に向かう中で、19世紀には大量の中国人労働者が、主として肉体労働を担うためにアメリカに渡って来た。鉄道建設や鉱山などの厳しくきつく危険な、しかも安い賃金労働者として中国人が急増したカリフォルニア州では、労働力人口の三分の一を超えるようになると排斥の機運が高まり、1882年には中国人排斥法によってこれらの労働者が排除される。代わって日本人労働者が導入され、20世紀初頭には毎年、年間3万人を越える日本人が渡米した。しかし、こちらも人数が増えると同様の排斥対象となり、1907年の「紳士協定」により日本政府は労働移民の送り出しを自主的に停止する。こうして、それまで事実上開放されていた国境は少しずつ狭められていった。

そして、ついに1924年「アメリカの人種民族構成にみあった国別移民枠」を設けた移民法の制定によって、その建国後初めて、政策としてまた移民法に基づき国境が閉じられることになる。24年移民法は、当時のアメリカ人口の圧倒的多数を占める北西ヨーロッパ諸国以外からの移民を事実上消滅させるものであった。アジア諸国からの移民は、ほぼ全面的に停止となり、この法律が「差別的移民法¹⁾」と呼ばれる理由ともなった。こうして、中国人、日本人の後を継いで、底辺の労働を担うために導入されたのは、当時まだアメリカの植民地で、移民制限の影響を受けなかったフィリピン人労働者であった。しかし、これも数が増えれば排斥され、1934年の通称「フィリピン独立法」により事実上停止となる。こうして現在もなお、合法、不法を含めてアメリカの国境を越えてやってくる、メキシコ及び中南米からの移民が、アメリカの底辺を担う労働力として表舞台に登場してくるのである。24年移民法は、地球を二つに分割して移民受け入れ制限を定めたものであるが、西半球（南北アメリカ大陸）には割り当て移民枠を定めなかったため、南北アメリカ大陸間においては事実上自由な移民が可能であった。しかし、この当時大量にアメリカに渡って来たメキシコ人移民は、1929年に大恐慌が起こると排斥されるようになる。メキシコとアメリカの国境に初めて国境警備体制が布かれるようになったのはこの時期である。しかし、第二次世界大戦によるアメリカ国内の労働力不足は、再びメキシコ人労働者を必要とし、「ブラセロ計画」と呼ばれる農業労働者の導入を図った政策によって、大量のメキシコ人が西南部諸州に一時的農場労働者として導入された。最盛期には年間50万人にも及んだ、こうしたメキシコ移民の流入は、同時に米墨国境をパスポートもビザも持たずに渡ってくる密入国者の波を生み出した。

現在に至る「不法移民²⁾」問題の出発点はここにあると言われている。

2. 65年新移民法から86年移民改革法成立過程

必要になると国外から移民を導入し、その数が増え既存の国内労働者との間に軋轢がうまれると排斥、そして再び新たな移民を導入やがて排斥、という導入と排斥を交互に繰り返す移民政策は、しかし、60年代アメリカ国内におけるマイノリティの権利覚醒の時代において、その人種・民族差別的な内実を鋭く告発されることになる。また、当時ベトナム戦争に介入していたアメリカ政府としては、「民主主義のチャンピオン」として、全ての人々に開放されたアメリカのイメージを世界に向けてアピールする必要もあった。

そうした経緯の中で、公民権法施行の翌年1965年に、移民受け入れ数を全ての国に対して平等とした移民法が制定されるのである。この新移民法は、それまでの「アメリカ市民の出身国別割り当て制度」を撤廃し、一国あたり一律平等に二万人までの移民枠を導入し、東半球（ヨーロッパ、アジア、アフリカ等）から総計17万人、西半球（南北アメリカ）から総計12万人の年間移民受け入れ枠を設けた。

この新移民法は、また移民受け入れの「優先権制度」を設けたことでも画期的であった。第一優先をアメリカ市民の成人で未婚の子ども、第二優先を永住外国人の配偶者と未婚の子ども、第三優先を専門職者、第四優先をアメリカ市民の既婚の子ども、第五優先をアメリカ市民の成人の兄弟姉妹、第六優先をアメリカで不足している分野の労働者、第七優先を難民とした（この第七優先は後に難民法適用下となり削除）。またアメリカ市民の未成年の未婚の子ども・配偶者・親はこの優先制度の枠外として、人数制限なく受け入れが可能となった。こうした家族関係を重視した優先権制度は、24年移民法同様ヨーロッパ系の移民を増大させるものとして、マイノリティ運動からは批判されたが、実際に法律が施行されると増大したのは中南米系やアジア系移民であった。

65年移民法施行当時は、東半球には各国2万人という受け入れ上限が定められていたが、西半球（南北アメリカ大陸）については、12万人という全体の上限数のみで国別の制限は定められていなかった。これは当時増大していた、カナダからの（白人）移民に更なる便宜を与えるための方策と言われたが、実際にはメキシコからの移民が急増するという結果を招いた。そこで、アメリカ政府は、1976年に西半球にも各国2万人の上限を定める修正法を制定したのである。

しかし、一度動き出した国境を越える人の流れを、押しとどめることは容易ではなかった。一国2万人という上限の規制によって合法的に入学できなかった人々は、危険を冒してアメリカへ密入国するようになる。76年に80万人台であったメキシコからの密入国者は、77年には100万人を突破した。こうして、密入国者が急増しその結果アメリカ国内の不法移民が500-700万人と推定されるようになって、再び移民政策をめぐって新しい動きが見

られるようになった。移民の権利を認める立場からは、すでに不法にアメリカ国内に一定の期間定住し労働している人々に恩赦を与え、合法移民として認める「合法化」措置、そして移民規制の立場からは、不法移民ということを承知で雇った「雇用主への罰則制度」という二つの相反する方策が議論されるようになったのである。

70年代後半からは、ロディーノ下院議員が、この二つの提案をセットにした「飴と鞭政策」とも呼ばれた法案を毎年のように議会に提出する。しかし、70年代には、この法案が下院を通過することはなかった。これは、不法移民の推計が1000万人を越すのではないかとされるようになった80年代から、初めて政治的にも無視のできない重大な社会問題となっていくのである。1982年、ロディーノ法案とほぼ同様の法案が、法務移民小委員会上院議長のシンプソン議員と同下院議長のマゾーリ議員の両院共同で議会に提出され、82年上院、84年に下院を通過、その後両院の合同協議会での調整に手間取りながらも、1986年になってやっと両院を通過して法制化される。これが、シンプソン・マゾーリ法あるいは移民改革管理法として知られる86年移民法である。

この移民改革管理法によって、アメリカ史上初めて不法移民であることを承知の上で人を雇った雇用者への罰則が法制化され、一方、一定の期間不法にアメリカに居住していたことを証明することができた移民への、通称アムネステイ（恩赦）とも呼ばれる合法化が実施された。これによって、280万人の不法移民が合法化の対象となったが、その圧倒的多数は中南米系移民であり、ことにメキシコ人が70%以上を占めた。

合法化とは、いわゆる法律を破った不法移民を本国に送還する代わりに、それまでの不法滞在・就労を不問に付し、一時合法的立場を与えた後に永住権そして市民権への道も開くということであるが、こうした発想そのものを理解するためには、アメリカという世界史的に見れば非常に若い国の、経済的急成長の歴史を視野に入れて考えて見る必要があるだろう。

第1節で述べたように、アメリカはその建国の当初から、絶えず最も新しく渡ってきた移民を、その労働構造の最下層に組み込むことによって経済成長の基盤を作ってきた。ことに、メキシコとの間に直接国境を接するカリフォルニア、アリゾナ、テキサス、ニューメキシコなどの州では、多くの人員を必要とする農業労働をはじめ家内労働、都市部の下層労働を、こうした国境を越えて渡ってくる移民、ことに不法移民にほぼ全面的に頼ってきたといえる。また大きな都市人口を抱えるニューヨークやイリノイをはじめとする諸州でも、下層労働に無権利の不法移民が多く従事している。いわゆる3Kを主とする仕事において、賃金を極力おさえることによって経済発展を図ろうとする時に、これらの労働力をアメリカ市民のみで充足・確保することはほぼ不可能であった。

上述したように、80年代に入ると、すでに推定1000万とも言われる不法移民が、アメリカの最底辺の労働構造を形成するようになっていた。農業労働から都市部の最下層労働や

家内労働にいたるまで、こうした不法移民を無視しては、アメリカの労働構造そして経済発展を語るができないという現実には押される形で、70年代のロディーノ法案を焼き直し、86年移民法のハイライトとした政策がこの合法化措置である。

こうした現状に対して、ことに保守層や反移民団体は不法移民が合法化されることを黙って了承したわけではない。だからこそ、この86年移民法では、上述したように不法移民を雇った雇用者への罰則制度が盛り込まれた。また、この条項が含まれていなければ、合法化措置だけでは法案は成立しなかったであろう。ただし、この罰則適用においては、移民の権利団体からの強い要請を受けて、罰則規定を理由とした求職者の外見や民族性、英語の訛りなどによる就職差別の禁止、更には3年間の試行期間をつけるという条件が付けられたことは付記しておく必要があるだろう。余談になるが、日本では、アメリカの86年移民法に学び、この雇用者罰則規制はさっそくとり入れたが、合法化については全く触れることなく1989年新出入国管理法が可決実施された。

こうして、雇用者罰則制度の実施及び国境警備により、新しく入ってくる不法移民は規制するが、すでに一定期間以上働き定住している者は合法化し、上述した労働構造の中に「正式に」組み込んで「管理」していくことが、80年代以降アメリカ移民政策の基本方針となったのである。

3. 「不法移民」をめぐる新移民法案

それから、更に20年が経過し、2005年12月に下院を通過した不法移民対策をその主眼とする新移民法案にたいして、移民の権利擁護団体やヒスパニック（中南米）系を中心としたマイノリティコミュニティによる大きな反対運動が巻き起こっている。

2006年2月以降、全米各地でそれぞれ数十万人規模の抗議デモが行われているというニュースが世界を駆け巡り、抗議行動は現在も継続して行われている。こうした一連の統一行動は「A Day without Immigrants：移民のいない一日」と名づけられ、ことに2006年5月1日には「不法移民及びその支持者は、一日何も商品を買わない、仕事を休業し学校を休もう。」という統一ボイコット行動が全国的に呼びかけられ、ロスアンゼルス65万人、シカゴ40万人をはじめ全米で数十万人規模の抗議デモが展開された。（写真参照）

この統一行動は、不法移民を含めた移民がいかに重要な社会的構成員になっているかを、多くの人に知らしめようという強いメッセージを含んでいた。大都市を中心に行われることが常であった街頭行動が、今回はカリフォルニアのモデストという小都市で、1万人という市の歴史上最大規模のデモが行われたり、ヒスパニック人口を多く抱えるオレゴン州の人口数千人のウッドバーンという町で高校生が大挙して授業を放棄し抗議行動に参加するなどのニュースが報じられた。こうして、全米各地で、無数の小規模な、明らかに不法

移民と思われる人々自身が街頭に出てくる、あるいは高校生など若い世代を巻き込んだ運動が相当な規模で広がっていることを、各地方新聞のニュースを拾い集めると見てとることができる。

アメリカという国は、中絶禁止や銃規制、尊厳死、死刑などの社会問題を争点に、世論が真二つに分かれて論争が行なわれることが多いが、この移民政策も世紀を超えて論争が続く、古くてしかし新しい問題である。まず初めに確認しておかななくてはならないことは、今回メディアで盛んに報道されているデモや法案反対の動きのニュースは、主として移民の権利を守る団体を中心とした動きであるが、それと対峙する立場からこの法案に反対する様々な利益団体や、ミニットマン³⁾などの動きがあることも見逃してはならないであろう。移民法に限らず法案は、当然のことながら一方の立場だけを主張しても議会を通過することはない。提案された法案に対して何度も修正案が提起され、時には10年単位の時間を経て初めて一つの法律として成立することも珍しくない。今回それぞれ、下院、上院を通過した法案も、これから更なる議論が行われ、上下院間の調整が行われるわけであるが、どのくらいの時間がかかるか予想はつかない。あるいは妥協をすることなく廃案に至る可能性もあると言われている。

4. 下院法案と上院法案の比較対比

2006年の10大ニュースの一つに数えられるような、激しい全国的な大規模抗議行動の引き金をひいた下院法案は、20年前に10年以上の歳月をかけて双方の主張の妥協の産物として、86年移民法が成立した経緯をほぼ無視する形で提案された。別表資料にあるように、86年移民法の方のハイライトであった合法化についてはまったく触れられていない。厳しい国境警備と雇用者罰則規定は目新しいものではないが、今回初めて、不法移民だけでなく、密入国、不法滞在、不法就労を幫助、教唆した者、更には雇用者の継続違反を対象に刑事罰しかも重罪とする、という条項が盛り込まれたことは重要である。この条項は、おそらく当初は、密入国ビジネス地下組織などを念頭において作られたとはいえ、宗教や学校関係者、地域などで不法滞在者を人道的に援助する人々までも刑事罰対象となる可能性を法的には内包している。これは、移民の権利団体やマイノリティコミュニティのみならず、教会、学校などからの強い反発を招き、大きな法案反対統一行動が準備されることになる。デモで掲げられる「私も働き税金を払っている社会の一員」「われわれは犯罪者ではない。」「“メイド・イン・アメリカ”の商品は不法移民が作っている。」といったプラカードがその主張の一端を雄弁に物語っている。

更にこの法案は、不法移民問題を国家安全保障の問題との関連で提案しているという点

で、86年移民法に比して際立って政治的なメッセージを含んでいると言える。共和党セン
 センブレナー下院議員提案による法案の正式名称は、「下院4437号：国境警備・反テロリ
 ズム・移民管理法案」である。ここには、不法移民問題とテロリズムを直接結びつけよう
 という意図が明確に見て取れる。2001年9月11日の同時多発テロ、その後の愛国心法の制
 定、更には移民局が国土安全管理省管轄⁴⁾になったという文脈の中で、この法案が提案さ
 れてきたことが重要である。言い換えるならば、不法移民対策は母国安全のための不可欠
 要件であるというキャンペーンの一つの流れが、この2005年下院法案に結実していったと
 見てよいだろうと思う。余談になるが、9・11同時多発テロの実行犯とされた者はすべて
 「合法的に」アメリカに入国していたという事実は皮肉である。しかし、不法移民と母国
 の安全管理を意図的に結びつけ、これまで民事事項であった不法移民及びその援助者への
 罰則を、刑事罰のしかも重罪対象の論拠とするこの下院案には、さすがに保守派内部から
 も疑問の声があがった。

やがて、下院法案への全米的な抗議行動の展開、及び保守派内部からの調整を求める声
 を受ける形で、民主党ケネディー、共和党マッケイン両上院議員によって修正移民法案が
 共同提案され、2006年5月20日に上院を通過したのである。別表資料に明示されているよ
 うに、国境管理、雇用者罰則に関しては、下院案とそれほど大きな違いは見られない。し
 かし、移民に関わる条項で、合法化措置及びゲストワーカーの導入が提案されていること
 は重要である。合法化に関しては、不法移民にとって朗報のようにも見えるが、家族離散
 など深刻な内容を含んでいる法案であると移民の権利擁護団体は反発している。この案は
 不法滞在期間を3段階に分け細かく規定している。これによって、一つの家族の中で5年
 以上の不法滞在を証明できる者がいる一方で、滞在期間が不足している家族がいた場合、
 当局に提出した個人情報とのつながりから、合法化不適格（送還対象）の家族メンバーが
 割り出される危険性がある。

また、この上院法案においては、雇用者罰則に刑務所拘留罰を導入することによって更
 に強化し、86年法ではあまり詳細に議論されなかった国境警備の問題が、かなり重要な争
 点となっている。州兵を派遣して国境警備を行う、あるいは広範囲にフェンスを建設する
 などの計画を見ると、今回は腰を据えて不法移民の流入を阻止しようとするアメリカ保
 守層の覚悟を見て取ることができるようである。更には、これまで移民法とは切り離され
 て提案されてきた、英語公用語化（国語の制定）⁵⁾が、この上院案の一部に含まれているこ
 とも特徴的なことである。この条項は、これまで母語を使う権利と多文化による社会的
 サービスの提供を主張してきたマイノリティコミュニティを強く刺激した。合法化措置を
 包含して移民の権利に配慮したかに見える上院案が5月20日に議会を通過した後も、抗議
 行動が一向に衰えを見せないことも、この修正上院案に含まれる様々な問題点が、これま
 での歴史の中で解決されないまま、繰り返し何度も顔を出してきているからである。

上院法案	下院法案
<p>国境管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メキシコとの国境に370マイルに及ぶ3層障壁を建設、更に500マイルの車両用障壁建設 ・現在1万1300人の国境警備員を2011年までに2万5000人規模とする。 ・不法移民容疑者の拘留施設の増設 	<p>国境管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2000マイルに及ぶメキシコとの国境に約700マイルの2層障壁を建設 ・不法移民を密入国させようとした者、及び過去に強制送還を受けながら再び米国に不法入国した者を、刑法上の処罰対象とする。
<p>移民と何らかの関係をもつ者に関連する条項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用主は18ヶ月間、新規に雇用した者が合法的な就労資格があるか電子システムを使用して(継続)確認することが要求される。 ・不法移民を雇用した者は一人につき2万ドルの罰金、また継続違反の雇用主は刑務所留置の罰則が適用される。 ・英語を(米国の)国語と制定する。 	<p>移民と何らかの関係をもつ者に関連する条項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不法移民を援助、教唆、また直接、間接に米国への不法入国あるいは居住を幫助した者は(刑法上の)重罪に問われる。 ・不法移民であることを知りながら雇った雇用主への罰金を、現行の1万ドルから最大4万ドルまで引き上げる。継続的に違反した雇用主には最大30日の刑務所留置の罰則を適用する。
<p>移民に関わる条項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年以上アメリカ国内に不法に滞在していた者を、3250ドルの罰金、未払い分の税金支払い、英語を学ぶことを条件に、滞在及び就労の継続を許可し、永住権更には市民権への道を開く。 ・2年以上5年未満の期間不法に滞在していた者は、アメリカ入国地点に戻り、(再)入国申請の手続きを行う。 ・2年未満の期間不法に滞在していた者は、直ちにアメリカ国外に退去しなくてはならない。 ・重罪あるいは軽犯罪3件以上を犯した不法移民は即強制送還の対象とする。 ・約150万人の特別農業ゲストワーカープログラムを作り、対象者には永住権取得の道を開く。 ・20万におよぶ、新規の一時的ゲストワーカージザを発行する。 	<p>移民に関わる条項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不法にアメリカ国内に滞在していた者を(刑法上の)重罪対象とする。 ・不法入国・滞在初犯者への罰則を強化する。 ・酒酔い運転による罰則を受けた(外国人を)強制送還対象とする。

【資料】 上院と下院の移民法案ハイライト

ワシントンポスト紙

5. 今後のアメリカの移民政策

今回の法案に反対して全米各地で総計数百万の抗議デモが継続して展開された。ヒスパニック系メディアによると、多くの不法移民が自ら街頭に出て意志表示を行ったという。60年代公民権運動のキング牧師や、農業労働者組合のチャベス議長のようなカリスマ性をもったリーダーの存在がなく、グラスルーツグループやスペイン語ラジオ放送、あるいは

インターネットを通じた無数の人々の小さな集まりが、大きなうねりをつくり上げたという意味でも、今新しい形の画期的な人々の運動が始まっているといえるのではないだろうか。

国境を一步越えることにより、どのような最下層の仕事であっても、本国の数倍から10倍以上にもなる給与を得ることができるという現実が存在する以上、人々の流れを押しとどめることは不可能に近い。しかも、メキシコや中南米の人々にとっては、歩いて越えることのできるアメリカとの国境が目の前に、3000キロ以上にわたって延々と続いているのである。この構図を単純化すれば、まさに「南北の経済格差がアメリカにおける不法移民を生み出している。」ということになるのだろう。LAタイムス紙の特集記事の中で、シカゴ大学のメイ・ナイ教授は「真に不法移民の問題を解決するには、合法的移民の受入数を大幅に増やす、あるいは国境を接するメキシコなどの国には移民受入数の上限を設定しないというくらいの根本的な改革が必要である。これは、しかしそれほど難しいことではないだろう。なぜならば NAFTA 北米自由貿易協定によって、資本や製品はすでにながりの自由度をもってアメリカとメキシコの間を流通しているのであり、今度はメキシコからの労働者をアメリカが合法的に受け入れる壁を低くすればよいだけの話だからである。」と述べている。

1924年の「国別割り当て移民受け入れ制度」に始まり、44年からのメキシコ人一時農業労働者を導入した「ブラセロ計画」、国別割り当てを廃し各国から一律上限2万人の移民を受け入れることとした「65年移民法」、雇用者罰則と不法移民合法化をセットにした「86年移民改革管理法」、そして86年法を修正した形の「2006年上院移民法案」、こうして見てくると、1924年にアメリカが国境を閉じてから、約20年ごとに移民政策が何らかの節目を迎えてきたことを見て取ることができる。歴史が一定のパターンをもって繰り返すとしたら、2025年前後には再び同じ問題に直面している可能性がないとは言えないだろう。今回の法案がどのような決着を見るかはわからないが、いかなる規制をしても不法移民は一向に減らないばかりか、確実に増加しているという現実を正視することが重要である。対処療法としての合法化や、一時的ゲストワーカ制度などだけに頼るのではなく、不法移民を生み出す根本の原因、南北の経済格差の問題に真正面から向き合い、隣国メキシコとの協力関係の中で、今後100年の移民政策を練ることが今のアメリカには求められているのではないだろうか。



Photo by Al Levenson.

2006年5月1日、シカゴにおける「移民のいない一日」のデモ

【注】

- 1) 1924年移民法が「差別的移民法」と呼ばれる理由は、当時圧倒的多数であった北西ヨーロッパ出身市民の親族呼び寄せに有利であったことだけではなく、アジア人は帰化によって市民権を得ることはできないとした1922年の最高裁判決（オザワvsアメリカ政府）を理由に、「帰化不能外国人」は移民禁止とした人種差別的な内実を含んでいるからである。
- 2) ここでは、不法移民という日本語訳を記しているが、移民の権利擁護団体を中心に法を犯したことを強調するillegal immigrantsではなく、書類上移民としての登録をしていないという意味で、undocumented immigrantsということばが使われることも多い。
- 3) 国境パトロールを自主的に行い、不法移民を発見次第通報あるいは直接移民局に身柄を引き渡す活動をしているアメリカ人保守的自警団同時
- 4) 同時多発テロ以降、Bureau of Homeland Security（母国安全管理省）が創設され、米国入国者の審査管理が強化された。それまで法務省管轄であった移民局も、名称をImmigration&Naturalization ServicesをUS Citizenship&Immigration Servicesと変更し、母国安全管理省管轄下に入った。
- 5) アメリカには法制化された国語は存在しない。ただし、27の州では英語を公用語として制定している。英語はすでに現実問題として、日常的言語・公用語として使われており、あえてこれを国語として法制化することは、移民がバイリンガル教育や、多言語による社会的サービスを権利として勝ち取ってきた歴史に逆行するものであるという主張がマイノリティコミュニティから出されている。

【参考文献】

1. Michael C. Lemay, U. S. Immigration: A Reference Handbook, ABC-CLIO Inc. 2003
2. Marc. R Rosenblum, The Transnational Politics of U. S. Immigration Policy, Center for Comparative Immigration 2004

3. Bill Ong Hing, *Deporting Our Souls: Value, Morality, And Immigration Policy*, Cambridge University Press, 2006
4. ロナルド タカキ、「多文化社会アメリカの歴史」、明石書店 1995年
5. 石朋次編、「多民族社会アメリカ」、明石書店 1997年
6. マニユエル ゴンサレス、「メキシコ系米国人 移民の歴史」、明石書店 2003年

キーワード：移民法 合法化 不法移民 雇用者罰則規定

Keywords : Immigration Law, Legalization, Undocumented Immigrants, Employers Sanction